

## 過疎対策の推進に関する提言

過疎対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 過疎地域自立促進特別措置法は平成 27 年度末までの法期限となっているが、東日本大震災により被災市等の過疎債事業の大幅な遅れが想定されるので、延長を行うこと。
2. 過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置の対象業種に、改めてソフトウェア業を加えること。